

豊橋市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月15日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

第1 監査の請求

令和6年1月18日付けで、次のとおり監査の請求があった。

豊橋市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 請求の要旨

豊橋市職員服務規程（以下、服務規程）は第6条で、出張の復命について次のように定めている。

（復命）

第6条 職員は、出張中緊急を要するものはその都度、その他のものは帰庁後3日以内に書面により出張に係る用務概要を復命しなければならない。ただし、当該出張が書類の進達、事務連絡等軽易な事項を目的としたものである場合（豊橋市旅費支給条例（昭和35年豊橋市条例第20号）第4条第1項の旅行命令権者が特に必要と認めた場合を除く。）は、復命を口頭により行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該出張が上司等に随行することを目的としたものである場合は復命を省略し、人事課が実施する研修で実施報告書の提出を要するものである場合若しくは各所属で報告会等が行われる研修である場合又は業務日報等により用務概要が報告されるものである場合は当該実施報告書の提出等をもって復命に代えることができる。

この規程を踏まえ、請求者は令和5年11月27日付けで、下記の公文書公開請求を行った。

令和4年度以降令和5年10月31日まで*1の職員*2による出張旅費の支出を示す文書（支出命令書、及びそれに準ずる公文書）のうち「書面による復命」がない出張に関する文書（但し、豊橋市職員服務規程第6条2項の定めに該当し、書面による復命がない出張は除く。その他の理由で書面による復命のない出張は除かない。）

*1 出張最終日が令和5年10月31日までの出張を対象とする

*2 豊橋市職員服務規程で定義される職員とする

上記の公文書公開請求に対し、令和5年12月12日付けで公文書一部公開がなされた。

公開された文書で確認できる「書面による復命」がない出張のうち、服務規程第6条第1項の但し書きで「復命を口頭により行うことができる」とされる「当該出張が書類の進達、事務連絡等軽易な事項を目的としたもの」とは認め難い、あるいは判断し難く、違法または不当のおそれがある出張が(2)の一覧である。

この一覧の出張に実態があり、且つ、復命を含め適切に出張が履行されたかの監査を求める。加えて、違法または不当と判断される出張に関しては、財務会計行為である職員に対する出張費用の支出に対して、その出張費用を豊橋市に返還することを当該職員に請求するよう、豊橋市長に勧告することを求める。

(2) 違法または不当のおそれがあり、監査を求める出張一覧

公文書一部公開決定通知書（令和5年12月11日付け、5豊産第31号）より

通し番号	1. 支払日	2. 金額	3. 支出先	4. 出張日	5. 出張先	6. その他
出張1.	22/5/6	3,500	職員A	22/4/13	愛知県庁	産業振興業務
出張2.	23/4/25	3,500	職員B	23/4/10	愛知県庁	産業振興業務

公文書一部公開決定通知書（令和5年12月11日付け、5豊商第314号）より

通し番号	1. 支払日	2. 金額	3. 支出先	4. 出張日	5. 出張先	6. その他
出張3.	22/7/15	3,500	職員C	22/6/24	公益社団法人愛知労働基準協会	企業訪問
出張4.	22/8/5	1,720	職員D	22/7/11	トヨタ L&F 中部(株)	企業訪問
出張5.	22/10/25	1,720	職員D	22/10/7	中京テレビ放送(株)	企業訪問
出張6.	23/2/15	1,720	職員D	23/1/24	名古屋運搬機械化協会	企業訪問
出張7.	23/5/25	3,500	職員E	23/5/9	公益社団法人愛知労働基準協会	企業訪問
出張8.	23/8/21	3,500	職員F	23/8/3	愛知県庁	産業人材センター打合せ

公文書一部公開決定通知書（令和5年12月12日付け、5豊多整第95号）より

通し番号	1. 支払日	2. 金額	3. 支出先	4. 出張日	5. 出張先	6. その他
出張9.	22/6/15	3,500	職員G	22/5/26	東海財務局	多目的屋内施設の整備に関する打合せ

通し番号	1. 支払日	2. 金額	3. 支出先	4. 出張日	5. 出張先	6. その他
出張 10.	22/10/14	3,500	職員H	22/9/28	愛知県スポーツ局	多目的屋内施設の整備に関する打合せ
出張 11.	22/11/15	19,200	職員H	22/10/14	スポーツ庁	多目的屋内施設に関する打合せ
出張 12.	23/1/25	3,500	職員 I	22/12/1	愛知県新体育館室	多目的屋内施設の整備に関する打合せ
出張 13.	23/2/10	3,500	職員 I	22/12/19	名古屋都市センター 加藤義人先生	多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ
出張 14.	23/5/8	3,500	職員 I	23/4/5	名古屋都市センター	多目的屋内施設整備に関する打合せ
出張 15.	23/5/31	3,500	職員G	23/4/20	愛知県庁スポーツ局	多目的屋内施設整備に関する打合せ
出張 16.	23/6/9	3,500	職員 I	23/5/9	名古屋都市センター	多目的屋内施設整備に関する打合せ
出張 17.	23/7/14	3,500	職員 I	23/6/22	名古屋都市センター	多目的屋内施設整備に関する打合せ
出張 18.	23/8/31	3,500	職員 I	23/7/24	名古屋都市センター	多目的屋内施設整備に関する打合せ
出張 19.	23/11/6	3,500	職員 I	23/10/6	名古屋都市センター	多目的屋内施設整備に関する打合せ
出張 20.	23/11/10	3,500	職員 I	23/10/12	名古屋都市センター	多目的屋内施設整備に関する打合せ

(注釈)

1. 支払日：財務会計行為があったとされる日（支出負担行為兼支出命令書（以下、命令書）に記載の「支払希望日」）
2. 金額：財務会計行為の金額（命令書に記載の「金額」）
3. 支出先：財務会計行為の支出先（命令書に記載の「債権者」の「氏名」が該当。本請求

書では個人情報への配慮から匿名とする。事実証明書には実名が記載)

- 4.出張日：情報公開された公文書でわかる範囲（2日以上に渡る場合は最終日）
- 5.出張先：情報公開された公文書でわかる範囲
- 6.その他：情報公開された公文書でわかる範囲の用務など

(3) 復命について

服務規程第6条1項は、一部の出張に、口頭による復命を認めているのであり、復命の省略を認めているのではない。そして、第6条2項の理由で「書面による復命」がない出張は、当初より、令和5年11月27日付けの公文書公開請求の対象文書から除外している。

従って(2)一覧の出張のうち、復命がない出張は、服務規程に反する不当な出張と判断できる。そのため、各出張について、口頭を含めた復命が、いつ、誰に対して、行われたかは、監査において非常に重要な点であると、請求者は考える。

復命の有無の判断においては、出張者の作成による復命の記録がなくても、復命を受けた側の記録や、当該出張の内容・成果を踏まえた記録の存在が、重要な判断材料となりうる。

また、一般的に復命とは、上司・命令者に対し行われるものである。従って、とりわけ部長職にある者については、復命を行う相手は、副市長または市長と考えられる。

加えて、仮に口頭による復命があったとしても「当該出張が書類の進達、事務連絡等軽易な事項を目的としたもの」に該当しなければ、これも服務規程に反する不当な出張と判断できる。

これらを踏まえ、復命の有無、及び、出張の目的・内容を踏まえた適切な復命のあり方であったかについて、客観的な証拠に基づく監査を求める。

(4) 財務会計行為から1年を経過している出張について

(2)一覧のうち、出張1.出張3.～5.出張9.～11.の出張7件は、財務会計行為があったとされる日（支出負担行為兼支出命令書に記載の「支払希望日」）から、1年を経過している。しかしながら、下記ア.～ウ.より、正当な理由に該当すると判断し、併せて監査を求める。

ア.出張1.出張3.～5.の4件については(1)に記した、令和5年12月12日付けの公文書一部公開にて「書面による復命」がない出張」とされる出張に対する公金支出の記録を、請求者は初めて知り得た。

イ.出張10.11.の2件については、令和5年5月25日付けの公文書一部公開（令和5年5月19日付け豊多整第10号）にて、出張及び公金支出の記録を、請求者は知った。

「書面による復命」の有無は、現在、豊橋市情報公開条例に基づく審査請求による審査中である。

ウ.出張9.の1件については、令和4年10月25日付けの公文書一部公開（令和4年10月21日付け豊多整第69号）（注）にて、出張及び公金支出の記録を、請求者は知った。「書面による復命」の有無は、現在、豊橋市情報公開条例に基づく審査請求による審査中である。

（注）請求人の陳述時に訂正の申し出があった部分については訂正しました。

(5) 求める措置

監査委員が(2)一覧の出張に実態があり、且つ、服務規程や(3)を踏まえ、復命を含め出張が適切に履行されたかを監査し、違法または不当と判断される出張に関しては、財務会計行為である職員に対する出張費用の支出に対して、その出張費用を豊橋市に返還することを当該職員に請求するよう、豊橋市長に勧告することを、請求者は求める。

2 請求人

団体所在地、団体名省略

3 事実を証する書面

- ・ 事実証明書1 公文書一部公開決定（令和5年12月11日付け、5豊産第31号）で示された公文書のうち、(2)の出張1. 2. に該当する公文書（9枚）
- ・ 事実証明書2 公文書一部公開決定（令和5年12月11日付け、5豊商第314号）で示された公文書のうち、(2)の出張3. ～8. に該当する公文書（32枚）
- ・ 事実証明書3 公文書一部公開決定（令和5年12月12日付け、5豊多整第95号）で示された公文書のうち、(2)の出張9. ～20. に該当する公文書（66枚）

第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

5 豊監査第51-6号
令和6年3月15日

請求人 あて

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和6年1月18日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受理

本件請求は、令和6年1月24日に受理した。

2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、豊橋市（以下「市」という。）当局から提出された書類についての調査、市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取及び出張先の相手方（以下「関係者」という。）からの事情聴取により実施した。

(1) 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、本件請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

- ・本件請求に係る出張費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か。
- ・旅行命令は旅費の支出の原因となるものであることから、本件請求に係る出張が旅行命令どおり履行されているか確認を行い、市旅費支給条例に基づく旅費の支給要件が満たされているか。
- ・出張9、10、11の3件については、請求人は財務会計行為があったとされる日から1年を経過しているが正当な理由があるものとして監査を求めているところ、判例を踏まえ「正当な理由」があるということはいえないことから、当該3件については、監査の対象としないこととした。

(2) 監査対象部局

文化・スポーツ部
産業部
市民病院事務局

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和6年2月1日及び同月6日に新たな証拠として次の書面が提出され、同月7日に行われた請求人の陳述において、豊橋市職員措置請求書に日付及び文書番号の誤りがあったため訂正したい旨の申し出と住民監査請求の対象とした出張の選定経過及び請求人においてとりわけ監査していただきたい要点についての陳述がなされた。

- ・ 事実証明書4 令和4年8月12日付け公文書公開請求書及び公文書一部公開決定通知書（令和4年10月21日付け4豊多整第69号）（3枚）
- ・ 事実証明書5 令和5年2月2日付け公文書公開請求書及び公文書一部公開決定通知書（令和5年5月19日付け5豊多整第10号）（11枚）
- ・ 事実証明書6 豊橋市旅費支給条例

(4) 事情を聴取した関係職員

令和6年2月7日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

文化・スポーツ部長、多目的屋内施設整備推進室主査、
産業部長、商工業振興課課長補佐、同専任主査、同主事、
市民病院事務局長

(5) 事情を聴取した関係者

令和6年2月21日、同月22日及び同月28日に次の関係者に対し、関係職員の事情聴取及び関係職員が持参した資料等の確認を補完するため、事情聴取を行った。

国土交通省中部地方整備局港湾空港部港政課課長
愛知県スポーツ局愛知国際アリーナ課長、同主査
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学客員教授

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

（結論）本件請求のあった20件の出張のうち、出張9、10、11の3件を除く17件の出張（以下「監査対象出張」という。）については、これを棄却し、出張9、10、11の3件については、これを却下する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 本件請求に係る関係法令の条文は、以下のとおりである。

(ア) 地方自治法（抄）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(イ) 豊橋市旅費支給条例（抄）

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員についてはその住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、赴任に伴う旅費については、規則で定める場合に限り支給する。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(ウ) 豊橋市決裁規程（抄）

（専決及び代決）

第3条 副市長並びに部長、次長及び課長は、この規程の定めるところにより、自己の判断と責任において、市長の権限に属する事務を専決又は代決するものとする。

（市長の決裁事項及び共通専決事項）

第5条 市長の決裁事項及び副市長以下の共通専決事項は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第5条関係）

市長の決裁事項及び共通専決事項

2 人事共通事項

区分	市長	副市長	部長	次長	課長
20	副市長の出張命令及びその復命に関すること。	部長の出張命令及びその復命に関すること。	次長の出張命令及びその復命並びに執行機関の委員の出張命令に関すること。	課長の出張命令及びその復命並びに所管の附属機関の委員その他委員等の出張命令に関すること。	所属職員の出張命令及びその復命、非常勤職員の出張命令並びに職員以外の者の出張依頼に関すること。

3 財務共通事項

区分	市長	副市長	部長	次長	課長
19					支出命令に関すること。

(エ) 豊橋市予算決算会計規則（抄）

（支出負担行為の決定）

第56条 主務課長は、支出負担行為をしようとするときは、別表第2に定める決裁区分により次に掲げる事項を記載した支出負担行為決裁書等によってその手続をとらなければならない。

（支出負担行為の整理区分）

第58条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第3及び別表第4に定めるところによる。

別表第2（第56条関係）

節	説明	決裁区分					合議	
		副市長	部長	次長	契約検査課長	主務課長	財政課	備考
8	旅費					◎	×	

別表第3（第58条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
6	旅費	支出しようとする額	旅行命令依頼書、支出内訳書	

イ 旅行命令の決裁権者は、3(1)ア(ウ)別表第1のとおりであり、また、旅行命令申請については、「旅費の手引き（行政課）」によると、庶務管理システムにより電磁的記録として旅行命令申請がなされ、旅行命令権者の決裁を受けたときは、旅行命令が発せられたものとみなすとされている。そこで、内部共通事務システムの庶務管理システムにおいて、監査対象出張の旅行命令申請の決裁状況を確認したところ、下表1のとおり適切な旅行命令権者が決裁を行っていたことを確認した。

・表 1

出張	旅行命令権者
出張 1、2、15	副市長
出張 3、4、5、6、7、8	商工業振興課長
出張12、13、14、16、17、18、19、20	多目的屋内施設整備推進室長

ウ 監査対象出張に係る関係職員について、令和6年2月7日に調査を実施し、監査対象出張について事情聴取するとともに、監査対象出張の履行を確認できる資料（スケジュール、入手した名刺、資料、同行者の旅行命令等）を持参してもらい、確認を行った。

監査対象出張に係る関係職員の調査の概要は、下表2のとおりである。

・表 2

出張番号	旅行日	関係職員	用務内容	確認資料
出張 1	R4. 4. 13	職員A (同行者有)	愛知県庁、中部地方整備局 産業振興関係部署挨拶（名刺交換、懸案事項共有）	・出張の日程表 ・スマホアプリに登録（R4. 4. 13に登録）した相手方名刺
出張 2	R5. 4. 10	職員B (同行者有)	愛知県庁、中部地方整備局 産業振興関係部署挨拶（名刺交換、懸案事項共有）	・スケジュール（庁内内部共通事務システム） ・出張の日程表 ・相手方名刺
出張 3	R4. 6. 24	職員C (同行者有)	（公社）愛知労働基準協会 企業訪問挨拶、産業人材育成センターでの技能講習交渉	・スケジュール（庁内内部共通事務システム） ・相手からの出張訪問お礼メール
出張 4	R4. 7. 11	職員C (職員D退職のため同行者（職員C）に確認）	トヨタ L&F 中部(株) フォークリフト教材の撮影	・スケジュール（庁内内部共通事務システム） ・日付入り写真（旅行日撮影） ・相手からの出張日時確認メール
出張 5	R4. 10. 7	職員C (職員D退職のため同行者（職員C）に確認）	中京テレビ放送（株） 企業訪問挨拶、産業人材育成センターの利用促進交渉（ドローン）	・スケジュール（庁内内部共通事務システム） ・相手への出張訪問調整メール
出張 6	R5. 1. 24	職員C (職員D退職のため同行者（職員C）に確認）	（一社）名古屋運搬機械化協会 企業訪問挨拶、産業人材育成センターの利用促進交渉（フォークリフト）	・スケジュール（庁内内部共通事務システム） ・相手からの出張訪問お礼メール

出張番号	旅行日	関係職員	用務内容	確認資料
出張7	R5. 5. 9	職員E (同行者有)	(公社)愛知労働基準協会 企業訪問挨拶、産業人材育成センターの利用促進交渉	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・相手からの出張訪問お礼メール
出張8	R5. 8. 3	職員F (同行者有)	愛知県庁 ドローン関係担当部署挨拶、とよはし産業人材育成センター紹介	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・相手への出張訪問お礼メール
出張12	R4. 12. 1	職員I	WINCあいち 県職員との多目的屋内施設整備に関するヒアリング	・スケジュール(庁内内部共通事務システム)
出張13	R4. 12. 19	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に関する有識者会議打合せ	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・有識者会議 (R4. 12. 20開催) 次第
出張14	R5. 4. 5	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に関する有識者会議打合せ	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・有識者会議 (R5. 4. 6開催) 次第
出張15	R5. 4. 20	職員G (同行者有)	愛知県庁 スポーツ局 挨拶、多目的屋内施設整備継続支援依頼	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・名刺(出張日付メモ有)
出張16	R5. 5. 9	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に関する有識者会議意見のまとめ報告	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・有識者会議意見のまとめ
出張17	R5. 6. 22	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に関する事業審査委員会打合せ	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・事業審査委員会 (R5. 6. 28開催) 次第
出張18	R5. 7. 24	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に関する事業審査委員会打合せ	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・事業審査委員会 (R5. 7. 26開催) 次第
出張19	R5. 10. 6	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に関する事業審査委員会打合せ	・スケジュール(庁内内部共通事務システム) ・事業審査委員会 (R5. 10. 13開催) 次第

出張番号	旅行日	関係職員	用務内容	確認資料
出張20	R5. 10. 12	職員I	名古屋都市センター 多目的屋内施設整備に 関する事業審査委員会 打合せ	・スケジュール(庁内内 部共通事務システム) ・事業審査委員会 (R5. 10. 13開催) 次第

エ 関係職員調査の概要は、3 (1) ウのとおりであるが、関係職員の事情聴取及び関係職員が持参した資料等の確認を補完するため、出張2、12、13、14、15、16、17、18、19、20の10件については、3 (1) ウの表2のとおり出張の実態があることを以下の関係者に電話で事情聴取を行い、確認した。

- ・出張2 国土交通省中部地方整備局港湾空港部港政課課長
- ・出張12 愛知県スポーツ局愛知国際アリーナ課主査
- ・出張15 愛知県スポーツ局愛知国際アリーナ課長
- ・出張13、14、16、17、18、19、20
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学客員教授

(2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

ア 本件請求のうち、一部の出張（出張1、3、4、5、9、10、11）については、支出の日から既に1年を経過しているが、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるか否か。

この点について、請求人は、本件請求が支出の日から1年を経過しているものの、「出張1、3、4、5の4件については、令和5年12月12日付けの公文書一部公開にて「書面による復命」がない出張」とされる出張に対する公金支出の記録を、請求者は初めて知り得た。」「出張10、11の2件については、令和5年5月25日付けの公文書一部公開（令和5年5月19日付け5豊多整第10号）にて、出張及び公金支出の記録を、請求者は知った。」「出張9の1件については、令和4年10月25日付けの公文書一部公開（令和4年10月21日付け4豊多整第69号）にて、出張及び公金支出の記録を、請求者は知った。」として、正当な理由に該当すると主張する。

最高裁判所昭和63年4月22日判決では「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。」としている。

本件請求が提出されたのは、令和6年1月18日である。出張1、3、4、5の4件について、支出負担行為兼支出命令書等の文書（以下「支出命令書等」という。）が公開された令和5年12月12日から37日を経過している。

最高裁判所平成20年3月17日判決によると、情報が開示されてから1か月後に監査請求がされたことについては、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるというべきであるとされていることから、出張1、3、4、5の4件については、情報が開示

されてから約1か月後に本件請求を提出していることから正当な理由があると解すべきである。

しかし、最高裁判所平成17年12月15日判決では、「前記事実関係等によれば、本件団体は、平成8年7月3日、市の平成7年度の食糧費の支出に関する文書について本件情報公開請求をしたが、食糧費の支出の内容を知るに足りる文書の公開を受けることができなかったところ、同9年8月19日、本件情報公開請求に係る一般支出決議書等の文書を交付され、それにより、個別の食糧費の支出の日、金額、その内訳及び債権者名並びに食糧費の支出に係る会合の場所、出席人数及び市側の出席者が明らかになったのであるから、支出の件数が多数に及ぶものであったとしても、本件団体の構成員は、同日において、監査請求をするに足りる程度に本件各支出の存在及び内容を知ることができたというべきである。また、同日ころには、市の一般住民においても、同様の手続を採るなど相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて本件各支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきである。そうすると、そのころから約4か月弱の期間が経過した同年12月15日にされた本件監査請求は、前記の相当な期間内にされたものということとはできない。」としている。

出張9については、支出命令書等が公開されたのは、令和4年10月25日であり、本件請求提出までに約15か月経過、また、出張10、11の2件については、支出命令書等が公開されたのは、令和5年5月25日であり、本件請求提出までに約8か月経過している。よって、出張9、10、11の3件については、相当な期間内にされたものではなく、正当な理由があるとは認められないことから、請求要件を欠き不適法である。

イ 監査対象出張の旅費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か。

この点について、監査対象出張のそれぞれが、3(1)ウの用務内容のとおり各課の事業等の実施に当たり、円滑かつ確実に業務を実施する必要があると認められることから、関係職員を出張させることは、公務の遂行上、合理的な理由があったと認められ、監査対象出張の旅費命令は、3(1)イのとおり、市決裁規程に基づく旅行命令権者により行われているなど、市旅費支給条例及び旅行の手引きに基づき適切に行われていると認められる。

そして、監査対象出張の旅費命令に係る関係職員の支出負担行為兼支出命令書により、市決裁規程等に基づいた決裁を経ており、支出帳票は適正なものであった。

また、関係職員に支出された本件出張旅費の金額についても、市旅費支給条例等に基づいて適切に算出されたものと認められる。

したがって、監査対象出張に係る旅費の支出は違法又は不当な公金の支出に当たらないと認められる。

ウ 旅行命令は旅費の支出の原因となるものであることから、監査対象出張が旅行命令どおり履行されているか確認を行い、市旅費支給条例に基づく旅費の支給要件が満たされているか。

最高裁判所平成15年1月17日判決では、「ところで、地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされ

ており（同法32条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記職務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。」としている。

このことを踏まえて、まず、監査対象出張の旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があるか否かについて検討する。

監査対象出張の実施に当たり、関係職員を出張させたことは、3(2)イに記載のとおり、公務の遂行上、合理的な理由があったと認められることから、監査対象出張の旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があったとは認められない。

次に、関係職員が職務命令である監査対象出張の旅行命令に従って旅行をした場合に当たるか否かについて検討する。

関係職員が、監査対象出張の旅行命令に記載された旅行日程、旅行先及び用務のとおり、監査対象出張を行ったか否かについて、関係職員の旅行日程における用務内容を客観的に示す書類等に基づき確認するとともに、関係者にも事情聴取を行い、監査対象出張の旅行命令に従って旅行していたことを確認できたことから、関係職員が職務命令である監査対象出張の旅行命令に従って旅行しており、市旅費支給条例に基づく旅費の支給要件が満たされているものと認められた。

以上の諸点を踏まえて、監査対象出張において、旅行命令権者が発した旅行命令に従って公務としての旅行が適切に行われているものと認められることから、請求人が主張するような事実は認められない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。